

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第10回本部員会議

日時：令和2年4月8日(水) 16:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 緊急事態宣言について

(2) 緊急事態宣言を踏まえた今後の対応について

(3) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

資料2 現在の発生状況等について

資料3 Twitterによる情報発信

資料4 山口県にお越しいただいた皆様へ（チラシ）

資料5 県民の皆様・企業の皆様へ（知事メッセージ）

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第10回本部員会議

日時：令和2年4月8日(水) 16:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長 知事

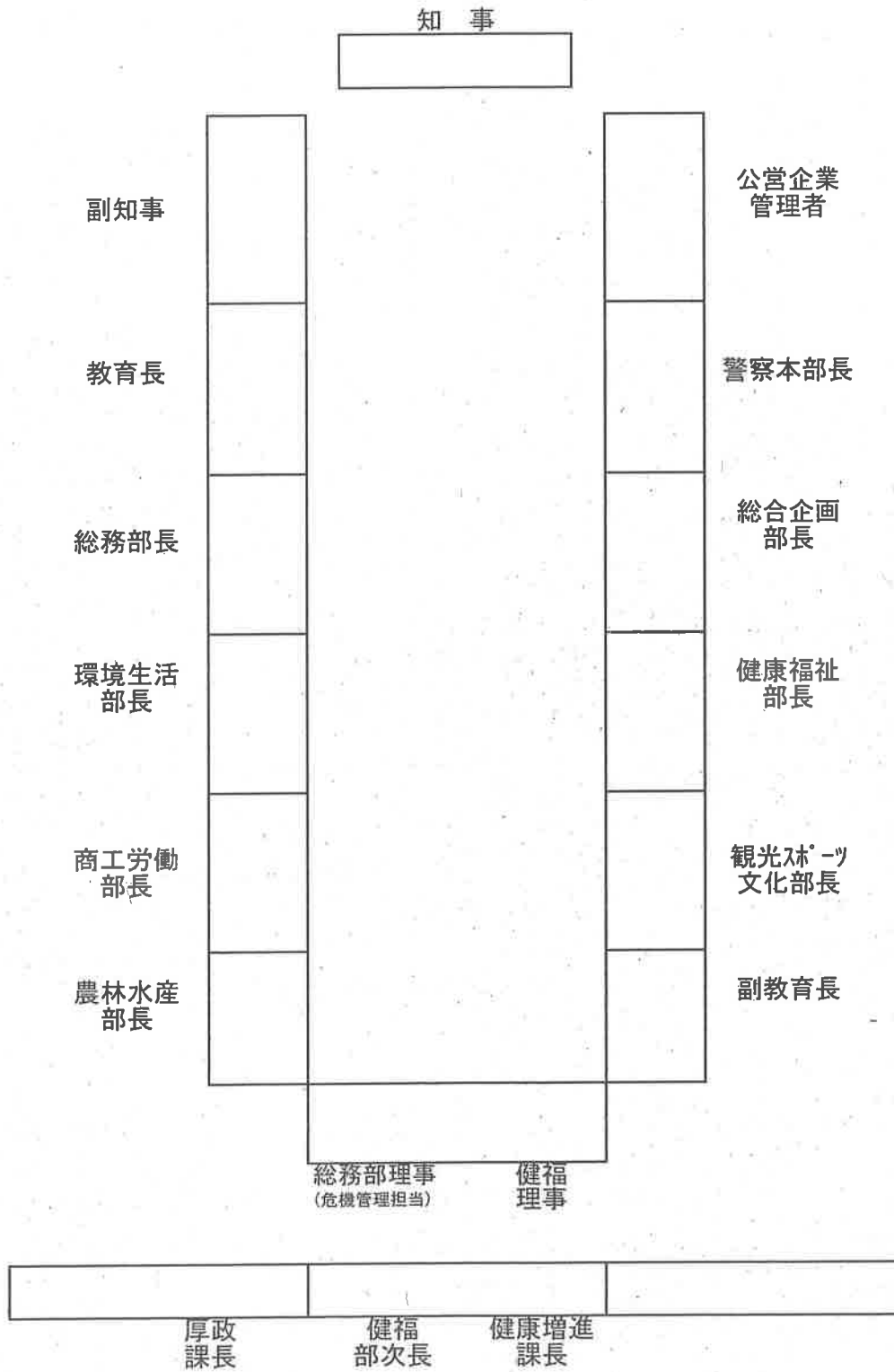
2 副本部長 副知事

3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第10回本部員会議 配席図

日時：令和2年4月8日(水)16:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室



新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

1 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日から5月6日まで

※ ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められる場合は、速やかに緊急事態は解除される。

2 緊急事態措置を実施すべき区域（以下「特定都道府県」という）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域

3 緊急事態の概要

以下の2点から、緊急事態が発生したと認められた。

- ① 肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること
- ② 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていること

4 特定都道府県が実施する主なまん延防止措置

特定都道府県には、基本的対処方針（4/7 改正）に基づき、接触機会の低減に徹底的に取り組むため、以下の対応等が求められている。

- ① まずは、特措法に基づく外出の自粛について協力の要請を行うこと
- ② 施設の使用制限の要請・指示を行う場合には、国と協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、①の効果を見極めた上で行うこと
- ③ 緊急事態措置を講じることに伴い、不要不急の帰省等で都道府県をまたいで人が移動すること極力避けるよう、また、生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促すこと。

現在の発生状況及び本県の取組について

資料 2

(1) 感染者数等 (厚生労働省公表数字)

ア 全世界 (4/7 12:00 現在) 【日本を除く】

(人)

患者数	1,311,438	中国国内	81,740
		中国以外(199以上ヵ国・地域)	1,229,698
死亡者数	73,568	中国国内	3,331
		中国以外	70,237

※中国以外感染者の多い国…アメリカ(364,723)、スペイン(135,032)、イタリア(132,547)、ドイツ(102,453)
3/11、WHOは「パンデミック(世界的大流行)と表現できるとの判断に至った」と表明

イ 日本国内 (4/7 12:00 現在)

(人)

	P C R 検査 実施 人数	検査陽性											
		う ち 無 症 状	う ち 有 症 状	う ち 症 状 確 認 中	退 院 者	入 院 中 の 者	軽 く 中 等 症	人 工 呼 吸 器 等	確 認 中	入 院 待 機 中	症 状 有 無 確 認 中	死 亡 者	
① 国内発生 (②除く)	48,357	3,817	294	2,551	972	605	3,132	1,631	80	414	35	972	80
② チャーター機	829	15	4	11	0	15	0	0	0	0	0	0	0
合計	49,186	3,832	298	2,562	972	620	3,132	1,631	80	414	35	972	80

※ 4/7 までに、44 都道府県で発生

ウ 山口県

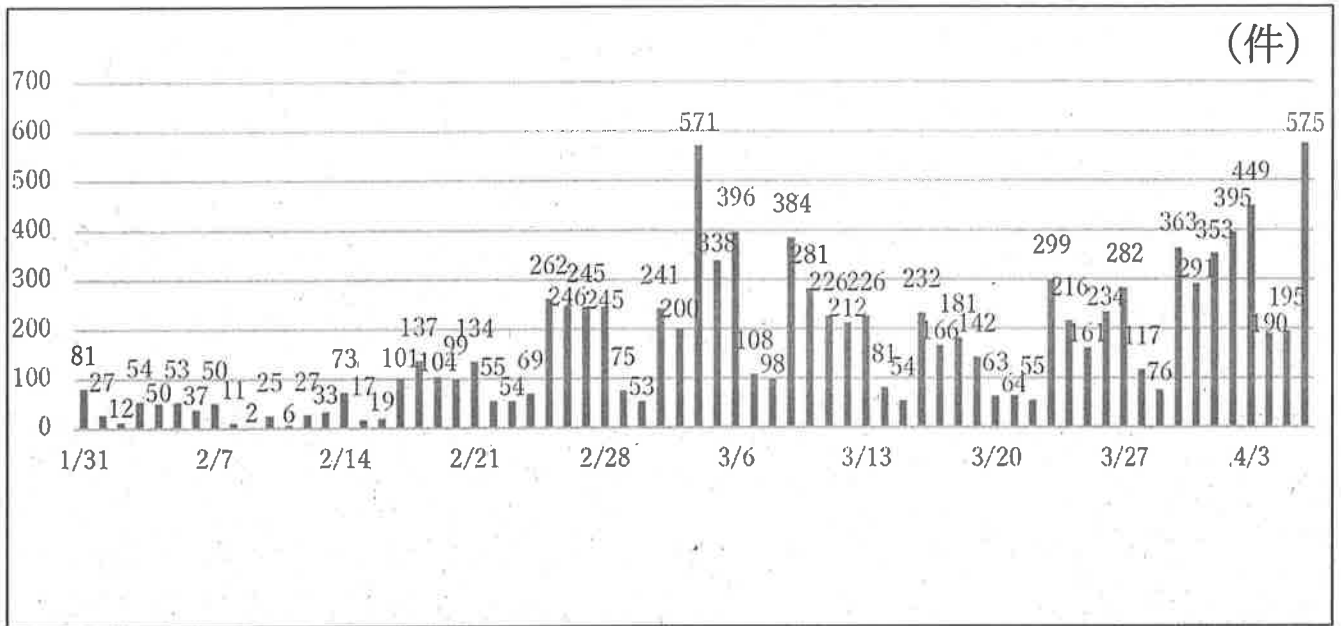
検査陽性 16人(下関市、山口市、下松市、周南市、光市)

例目	陽性 確定日	市町	年齢	性別	備考
1	3/3	下関市	40代	男	県外へ出張
2	3/5	下関市	40代	女	1例目の濃厚接触者
3	3/5	下関市	10歳未満	非公表	1例目の濃厚接触者
4	3/22	下関市	40代	男	フィリピン国籍
5	3/25	山口市	20代	男	ヨーロッパへ留学
6	3/26	山口市	40代	女	5例目の濃厚接触者
7	4/3	下関市	20代	男	県外から帰山
8	4/4	下松市	40代	男	県外へ出張
9	4/5	周南市	30代	男	8例目の同僚等
10	4/5	周南市	40代	男	
11	4/5	下松市	40代	男	
12	4/5	下松市	50代	女	
13	4/6	周南市	20代	女	10例目の濃厚接触者
14	4/7	周南市	40代	男	9例目の濃厚接触者
15	4/7	光市	20代	男	11例目の濃厚接触者
16	4/7	下松市	60代	男	

(2) 本県の取組

ア 相談対応 (1/31 ~ 4/6)

全県相談件数 : 10,972件



2月13日：国内初の感染者の死亡

3月3日：県内初患者発生

2月17日：相談・受診の目安を国が公表

3月22～4月7日：県内4～16例目患者発生

2月25日：イベント中止、クルーズ船下船者公表

イ 相談内容等 (1/31 ~ 4/6) (区分の重複あり)

(件)

区分 (相談例)	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	渡航 (海外情報)	その他	計
件数	4,992	1,734	647	106	4,684	12,163


健康相談や医療体制に係る相談を受け、医療機関受診を助言:4,290件

ウ PCR検査 (2/15 ~ 4/7)

これまで、494人にPCR検査を実施し、陽性者は16名



新型コロナウイルス感染症対策情報

山口県では、県内及び全国の最新
の感染者数や感染予防に役立つ
情報などを、 Twitterで、
わかりやすく発信します。

@CoronaYamaguchi



本県の感染予防対策にご協力をお願いいたします。



山口県健康福祉部



山口県へようこそいらっしゃいました。

全国各地で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国において緊急事態宣言が発令されたところであり、山口県でも感染拡大の防止に向けて、全力で取り組んでいます。

ご来県の皆様におかれましても、一人一人が自覚を持って、感染拡大の防止に努めていただきますようお願いいたします。

山口県知事
村岡 嗣政

感染予防、拡大防止のためにご協力を！

* 最低2週間程度、健康管理の徹底を！

- ・体調がすぐれないときは、まずはしっかり休養してください。症状があれば、むやみに外出することは避けましょう。
- ・特に感染が拡大している地域から来られた際は、最低2週間程度は体温を測定するなど健康管理にしっかり取り組みましょう。

* 感染を拡げない行動を！

- ・一人一人が、確実な手洗い、咳エチケットに努めましょう。
- ・「換気の悪い密閉空間」、「人が密集するような空間」、「密接する場所での会話」の3密の条件を避けて行動しましょう。

* 新型コロナウイルスの感染が疑われ、症状がある場合は、
受診する前に必ず、下記の最寄りの保健所に電話してください！



山口県HP(相談窓口)

【山口県内の帰国者・接触者相談センター（保健所）】

新型コロナウイルス感染症に関する症状等の相談先は下記のとおりです。不安があれば、遠慮なくご相談ください。

《受付時間》 9:00～17:00（土日祝日は下関市立下関保健所、県健康増進課で対応）

※緊急を要する場合は、受付時間外でも、ご相談に応じます。また、必要に応じて、医療機関を紹介いたします。

	機関名	電話番号	滞在の市町
保 健 所	岩国健康福祉センター	0827-29-1523	岩国市、和木町
	柳井健康福祉センター	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、 田布施町、平生町
	周南健康福祉センター	0834-33-6423	下松市、光市、周南市
	山口健康福祉センター	083-934-2533	山口市
	山口健康福祉センター防府支所	0835-22-3740	防府市
	宇部健康福祉センター	0836-31-3203	宇部市、美祢市、山陽小野田市
	長門健康福祉センター	0837-22-2811	長門市
	萩健康福祉センター	0838-25-2667	萩市、阿武町
	下関市立下関保健所	083-250-7778	下関市
	県健康増進課	083-933-3502	

県民の皆様・企業の皆様へ（知事メッセージ）

昨日、新型コロナウイルスの感染者が急増している7都府県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象に、国の「緊急事態宣言」が出されました。

本県は、対象地域に含まれていませんが、県内から対象地域へ出張された方や、その関係者の方の感染が確認されるなど、本県における感染の拡大も予断を許さない状況にあり、オール山口県で、最大限の対策に取り組んでいかなければなりません。

県民の皆様お一人おひとりが、ご自身はもとより、大切な人の命を守るため、感染を拡大させないという強い思いを持って、以下の点にご協力いただきますようお願いいたします。

◎これまでも感染が拡大している地域への移動の自粛をお願いしているところですが、この度の緊急事態宣言を踏まえ、特にその対象地域への不要不急の移動については、自粛を強くお願いいたします。

◎緊急事態宣言の対象都府県では、各知事から住民に対し、外出や県境をまたいだ移動の自粛が要請されています。対象地域から山口県への帰省や来訪等を考えておられる方には、皆様からも自粛を働きかけていただくようお願いいたします。

◎県内の各企業におかれましては、従業員の方の対象地域への出張を控えていただくとともに、対象地域から県内への関係者の来訪については自粛を要請し、また、こうした来訪を伴う会議やイベント等の開催は控え、メールやテレビ会議などで代替していただくようお願いいたします。

◎やむを得ず、対象地域から戻られた方や来県された方については、特に2週間程度は健康管理にしっかりと取り組む、あるいは、体調が優れない時は休養する、症状があれば、むやみに外出しないことなどを徹底していただくようお願いいたします。

令和2年4月8日

山口県知事 村岡 嗣 政